

## 愛知県情報公開審査会答申の概要

答申第 1086 号（諮問第 1746 号）

件名：人事異動に伴う災害対策用携帯電話の引継ぎについて等の一部開示決定に関する件

1 開示請求

平成 29 年 3 月 24 日

2 原処分

平成 30 年 10 月 12 日（一部開示決定）

愛知県知事（以下「知事」という。）は、別記に掲げる文書（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、別表の 1 欄に掲げる部分を不開示とした。

3 審査請求

平成 30 年 10 月 29 日

4 諮問

令和 5 年 5 月 26 日

5 答申

令和 5 年 12 月 26 日

6 審査会の結論

知事が、本件行政文書の一部開示決定において、別表の 1 欄に掲げる部分を不開示としたことは妥当である。

7 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は情報グループを除いた県民総務課が平成 28 年度に愛知県防災局災害対策課（当時。以下「災害対策課」という。）から入手した文書である。本件行政文書のうち、別記①は、災害対策課が災害時の連絡体制確保のために県民総務課に送付した文書である。別記②は、愛知県災害対

策本部及び方面本部に係る要員及び一時代行者の名簿であり、別記③は、別記②の名簿の修正版であり、いずれも災害対策課が県民総務課に送付した文書である。別記④は、災害対策用携帯電話の一覧であり、災害対策課が県民総務課に送付した文書である。

(3) 本件審査請求について

審査請求人は、審査請求書において、条例第7条第2号及び第6号に該当しない旨を主張していることから、実施機関が不開示とした別表の1欄に掲げる部分が同表の2欄に掲げる規定に該当するか否かについて、以下検討する。

(4) 条例第7条第2号該当性について

ア 条例第7条第2号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方に基づき、条例第7条第2号該当性について、以下検討する。

イ 実施機関によれば、別記②及び③で不開示とした職員番号は、職員の人事、給与、共済事務等に関する広範なデータを管理するため、職員ごとに付与される個人識別番号であり、共済組合員証の番号のほか、各種業務システムにおいても使用されている情報であるとのことである。

当審査会において検討したところ、職員番号は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、条例第7条第2号本文に該当する。

また、職員番号は、同号ただし書イ、ロ、ハ及びニのいずれにも該当しない。

よって、職員番号は、条例第7条第2号に該当する。

(5) 条例第7条第6号該当性について

ア 条例第7条第6号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録さ

れた行政文書は不開示とすることを定めたものである。

この考え方に基づき、条例第7条第6号該当性について、以下検討する。

イ 実施機関によれば、別記①及び④で不開示とした宿日直者携帯電話番号、電話番号及びメールアドレスは、災害や非常配備等の非常時に使用する連絡先であり、これらの情報が公になると、当該連絡先にいたずら、偽計、問合せ、意見等が寄せられ、非常時に必要な緊急及び外部との連絡に支障を来し、情報収集等が円滑にできなくなるおそれが生じることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとのことである。

また、別記④で不開示とした災害対策用携帯電話の暗証番号及び操作方法には、端末暗証番号並びに端末の設定、セキュリティ対策及び紛失時の対応に関する情報が記載されており、これらの情報が公になると、災害対策用携帯電話が配付されていない者であっても、災害対策用携帯電話のロックの設定及び解除をすることができるおそれが生じ、ひいてはなりすまし等による混乱や情報漏洩のおそれがあり、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとのことである。

当審査会において別記①及び④で不開示とした部分を見分したところ、実施機関の主張するとおりの内容が記載されており、これらの情報を公にすることにより、県が行う災害対策に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、これらの情報は、条例第7条第6号に該当する。

(6) まとめ

以上により、「6 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

- ①「非常配備について（A 4 判・名刺判）」について
- ②平成 28 年度愛知県災害対策本部及び方面本部に係る要員及び一時代行者について
- ③平成 28 年度愛知県災害対策本部及び方面本部に係る要員及び一時代行者の名簿の修正について
- ④人事異動に伴う災害対策用携帯電話の引継ぎについて

別表

1 開示しないこととした部分	2 開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由
①について ・宿日直者携帯電話番号	条例第 7 条第 6 号に該当 愛知県防災局が災害発生時に行う事務に関する情報であって、公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
②、③について ・職員番号	条例第 7 条第 2 号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されているため
④について ・電話番号、メールアドレス、災害対策用携帯電話の暗証番号及び操作方法	条例第 7 条第 6 号に該当 愛知県防災局が災害発生時に行う事務に関する情報であって、公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため